

定 款

2023年3月改正

株式会社ヒラノテクシード

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は株式会社ヒラノテクシードと称し、英文では HIRANO
TECSEED Co., Ltd. と称する。

(目 的)

第 2 条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 繊維関係用、化学工業用、各種産業用乾燥機・熱処理機その他の機械器具および装置の製造ならびに販売
2. 繊維加工機械、ゴム・プラスチック加工機械、紙加工機械、複合材製造機械、セラミック基板製造機械、食品加工機械、粉体混合機械、工作機械、輸送機械、建設機械、溶接機械、真空機械および前各機械の部品ならびに附属関連機器の製造販売輸出入業
3. 次の物品の売買および輸出入業
 - ①食料品、各種織物、装身具、室内装飾品、手工芸品、铸物製品、陶磁器、ガラス製品および日用品雑貨
 - ②樹脂および樹脂製基材、繊維および繊維基材
 - ③鉱物および岩石
4. 物品のリース業
5. 不動産の売買、賃貸借およびその仲介ならびに管理業
6. 損害保険代理業および自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
7. 前各項に関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当会社の本店は奈良県北葛城郡河合町に置く。

(機 関)

第 4 条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公 告 方 法)

第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、大阪市において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は 50,000,000 株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は 100 株とする。

(単元未満株主の権利)

第 9 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利。
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利。
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利。
4. 第 10 条に定める請求をする権利。

(単元未満株式の買増請求)

第 10 条 ①当会社の単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すよう当会社に対して請求（以下「買増請求」という。）することができる。

ただし、当会社が売渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りではない。

②買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会の定める株式取扱規則によるものとする。

(株式取扱規則)

第 11 条 当会社の株式に関する手続きおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第 12 条 ①当会社は、株式につき株主名簿管理人を置く。

②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集の 時 期)

第 13 条 定時株主総会は毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は必要ある場合これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 14 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(電子提供措置等)

第 15 条 ①当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。
②当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(招集者および議長)

第 16 条 株主総会は取締役社長がこれを招集しその議長となる。
但し取締役社長に事故あるときは取締役会で予め定めた順序に従い他の取締役がこれに当る。

(決議の方法)

第 17 条 ①株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。
②会社法第 309 条第 2 項の規定によるべき決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主は当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議 事 錄)

第 19 条 株主総会の議事については議事録を作り、当会社に保存する。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第 20 条 ①当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は 10 名以内とする。
②当会社の、監査等委員である取締役は、4 名以内とする。

(取締役の選任)

第 21 条 ①取締役は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して、株主総会において選任する。
②取締役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
③取締役の選任決議については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 22 条 ①取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
②監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
③補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。
④会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期限は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役)

第 23 条 取締役会は、その決議をもって監査等委員でない取締役の中から、代表取締役を選定する。

(役付取締役)

第 24 条 取締役会は、その決議をもって、監査等委員でない取締役の中から、取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 25 条 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し議長となる。取締役社長に事故あるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

(取締役会の招集通知)

第 26 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の3日前迄に発する。但し緊急のときは、この期間を短縮することができる。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第 27 条 当会社は、会社法 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議)

第 28 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の議事録)

第 29 条 ①取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載し、出席した取締役がこれに記名押印する。
②取締役会の議事録は、これを会社に保存する。

(取締役会規則)

第 30 条 取締役会に関する事項は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会で定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第 31 条 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。

(取締役の責任免除)

第 32 条 ①当会社は、会社法第 426 条第 1 項に基づき、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって、免除することができる。
②当会社は、会社法第 427 条第 1 項に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第 33 条 監査等委員会は、その決議により、常勤の監査等委員を若干名選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 34 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の 3 日前迄に発する。

但し緊急のときは、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会の決議)

第 35 条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第 36 条 ①監査等委員会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載し、出席した監査等委員がこれに記名押印する。

②監査等委員会の議事録は、これを会社に保存する。

(監査等委員会規則)

第 37 条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、監査等委員会で定める監査等委員会規則による。

第 6 章 会 計 監 査 人

(会計監査人の選任)

第 38 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 39 条 ①会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
②会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、該当定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 40 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事 業 年 度)

第 41 条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剩 余 金 の 配 当)

第 42 条 当会社は、毎年3月31日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主または登録株主質権者に対し、期末配当金として剩余金の配当を行う。

(中 間 配 当)

第 43 条 当会社は、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当として剩余金の配当を行なうことができる。

(配当金の除斥期間)

第 44 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。未払の利益配当金および中間配当金には利息をつけない。

第 8 章 買 収 防 衛 策

(買収防衛策の導入、変更、廃止等)

- 第 45 条 ①当会社は、株主総会の決議により、当社株式の大量買付その他これに類似する行為またはその提案行為に関する対応策（以下「買収防衛策」という。）の導入、変更、廃止を行うことができる。
- ②株主総会の決議により導入された買収防衛策の本質的な変更に該当しない変更及び廃止並びに株主総会の決議により導入された買収防衛策に基づく対抗措置の発動は、取締役会の決議により行うことができる。

(新株予約権無償割当に関する事項)

- 第 46 条 新株予約権無償割当に関する事項については、取締役会の決議のほか、株主総会または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定する。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

- 第 1 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 92 期定時株主総会終結前の行為に関する任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。